

令和三年（二〇二一）三月二十六日発行  
『大倉山論集』第六十七輯抜刷  
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

# 江戸小日向伊勢屋長兵衛をめぐる人々

―所持地の家守と近親町人・後見人―

岡崎寛徳

# 江戸小日向伊勢屋長兵衛をめぐる人々

## ―所持地の家守と近親町人・後見人―

岡崎 寛徳

### 目次

はじめに

#### 一 所持地と家守

(一) 所持地二十五ヶ所と家守二十五人

(二) 土蔵・水車の譲渡

(三) 広島藩赤坂屋敷の建物購入

#### 二 家守の動向

(一) 小日向水道町藤七の病氣

#### 三 近親町人と後見人

(一) 四谷塩町鉄五郎の滞納

(二) 霊巖島浜町麻次郎の横領

(三) 小日向松ヶ枝町の変死人一件

(四) 長兵衛と妹・弟

(一) 近親町人

(二) 後見人渡辺又四郎と町年寄喜多村家

(三) おわりに―川越市石田の内藤光信家史料―

## はじめに

筆者は大倉精神文化研究所所蔵「金沢甚衛旧蔵資料」の「日記」（ウ三―二九―三二）をもとに、江戸小日向三軒町で質屋を営む伊勢屋長兵衛に関する研究を進めてきた。これまで幕府・大名との関係や、奉公人の構成・動向などを取り上げ、その成果を「江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名―用立・饗応・勝手向奉公―」（『大倉山論集』六四輯、二〇一八年）と「江戸小日向伊勢屋長兵衛の奉公人」（同六六輯、二〇二〇年）にまとめている（以下、前稿①・前稿②と表記）。本稿では同じ「日記」を典拠として、伊勢屋の所持地と家守の動向、近親町人や後見人の存在に着目していく。

また、調査の過程で知り得た川越市の内藤光信家所蔵史料についても最後に紹介したい。

### 一 所持地と家守

#### （一）所持地二十五ヶ所と家守二十五人

伊勢屋は江戸の各所に土地を所持していた。その土地を他者に貸与し、地代を得ていたのである。所持地の管理を担わせ、地代をまとめて納入する者を雇っていたが、この役割を任されていた者を「家守」という。

前稿②でも取り上げた慶応二年（一八六六）十二月二十日の「日記」からは、伊勢屋長兵衛の所持地の全体像を把握することができる。

【史料1】

名主三四郎殿より昨日申越候二付、内々問合候処、樽役所より内々御尋有之趣ニ而、左之通り書出、

一、所持地面 貳拾五ヶ所

此沽券金高 金壹万七千九拾兩

一、質物・家質 凡金高壹万兩

一、家内人数 貳拾三人

右之通、封書致、名主方江為持差出、使仙太郎

伊勢屋は二十五ヶ所の土地を所持しており、その沽券金の合計は一万七〇九〇兩にのぼるものであった。

そして慶応元年（一八六五）十二月二十八日の「日記」には、「例年之通、家守廿五人江莊餅壹居宛被下」とある。伊勢屋は二十五人の家守を抱えており、年末に彼らへ莊嚴餅を下賜することが恒例行事となっていた。翌二年には十二月二十五・二十六・二十八日の三日間にわけて、三年には十二月二十五日に「備一飾宛」が配られており、いずれも家守の名前と各差配地が列記されている。

掲示した【表1】のように、伊勢屋は小日向三軒町を中心として、その周囲の町々に加え、日本橋や根津・赤坂などにも土地を所持していたことが判明する。

慶応期における各所持地の規模は不明であるが、明治十一年の「木平長兵衛」所持地と坪数も【表1】に示した。これは慶応期の状況と大差がないと思われ、伊勢屋は日本橋や神田、神楽坂や赤坂、根津権現前や伝通院前など、商業上の好立地を有する町人であった。

それぞれの所持地には町名主がいるが、伊勢屋は彼らのところに年頭の挨拶回りをするなど、所持地との関係を維

【表1】伊勢屋の所持地・家守一覧

慶応3年の所持地／家守	明治11年の所持地／坪数	現行地名
小日向三軒町	小日向三軒町1・2・3・5番地／560坪	文京区小日向
(小日向茗荷谷町)	小日向茗荷谷町5・6番地／970坪	文京区小日向
(小石川表町)	小石川表町7・8・14番地／364坪	文京区小石川
小石川陸尺町／弥兵衛	小石川大門町18番地／83坪	文京区春日
小日向水道町／清左衛門・万次郎・俊助・瀧次郎	小日向水道町2・3・7・10・43・47番地／671坪	文京区水道・小日向
小日向松ヶ枝町／瀧次郎	小日向松ヶ枝町6・7番地／121坪	文京区関口
関口水道町／斧吉		文京区関口
根津門前町／治兵衛	根津八重垣町20番地／100坪	文京区根津
龍閑町／佐兵衛	東龍閑町1番地／429坪	千代田区岩本町
神田鍋町／仁兵衛	神田鍋町16番地／103坪	千代田区鍛冶町
靈巖嶋浜町／文右衛門	浜町11番地／141坪	中央区新川
靈巖嶋長崎町／平兵衛	長崎町1丁目7番地／178坪	中央区新川
本町2丁目／徳次郎	本町2丁目3番地／164坪	中央区日本橋本町
小伝馬町／治郎吉	小伝馬町2丁目11番地／171坪	中央区日本橋小伝馬町
茅場町／彦八	南茅場町7番地／117坪	中央区日本橋茅場町
守山町／久次郎	南鍋町2丁目10番地／46坪	中央区銀座
四谷塩町一丁目／清吉	四谷塩町1丁目1番地／132坪→木平武三郎所有	新宿区本塩町
四谷塩町二丁目／治助	四谷塩町2丁目16～19番地／543坪→木平六四郎所有	新宿区四谷
市谷田町一丁目／仙蔵		新宿区市谷田町
市谷谷町／亀吉	市谷谷町2・18番地／283坪	新宿区市谷住吉町
牛込肴町／清七・清助・源四郎	牛込肴町2・5・9番地／203坪	新宿区神楽坂
西久保(新)下谷町／橋兵衛	西久保巴町29番地／226坪	港区虎ノ門
元赤坂町／喜三次	赤坂裏3丁目12番地／155坪→木平武三郎所有	港区元赤坂
【計23町・家守25名】	【坪数：計5820坪】	

慶応3年の列は伊勢屋長兵衛方「日記」による、( )は推定。明治11年の列は山本忠兵衛編「東京地主案内」(渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧』東京編二、日本図書センター、1988年)による。

持する努力を重ねていたことが「日記」から理解できる。

さて、伊勢屋の所持地二十五ヶ所は、沽券金高の合計が一万七〇九〇両なので、平均すると一ヶ所につき約六八〇両ということになる。

幸いなことに、一ヶ所だけ沽券金高の判明するところがある。慶応三年十一月十七日に、「小日向水道町南側表間口拾間、裏行拾八間有之、地所壱ヶ所代金七百両、家守万次郎支配」と記されている。伊勢屋は小日向水道町に四ヶ所の土地を持っていたが、その内の一つ、万次郎が家守をつとめているところである。七〇〇両の地所代は、平均値に近い。他にも、地所代は不明ながら規模の判明するところもある。市ヶ谷田

町一丁目（家守仙藏）、西久保新下谷町（家守橋兵衛）、小日向松ヶ枝町（家守瀧次郎）、四谷塩町一丁目（家守鉄五郎）の四ヶ所で、表間口が五間から二十八間、裏行は二十間前後であった。

## （二）土蔵・水車の譲渡

また、土蔵や水車を売買する事例が確認できる。

小日向三軒町には、伊勢屋の他に忍屋久右衛門も居住していた。同町は極めて狭小な地域で、両者は並んでいたと推測される。伊勢屋が質屋であったのに対し、忍屋は「材木仲買」を商っていた（田中康雄編『江戸商家・商人名データ総覧』、椋風舎、二〇一〇年）。

慶応元年七月晦日の「日記」によると、忍屋の主久右衛門がその前夜に死去し、伊勢屋は「茗荷谷探香寺江葬式」に出向いている。その久右衛門には「跡目」がないため、伯父にあたる庄六という人物が相続することになり、伊勢屋はその「継書」に「印形」した。

次に示すのは、同年十二月二十一日のものである。

## 【史料2】

忍屋久右衛門殿所持之二間半・三間之土蔵瓦葺壺ヶ所、有形之俣、此度代金百拾兩ニ而譲請候約定取究候二付、  
為手附金四拾兩相渡、尤殘金之儀者、來寅正月不殘可相渡候筈、売渡一札取置候之、

但し地所之儀者、來寅正月借地可致筈、

忍屋が所持していた土蔵の一つを「有形之俣」、そのままの状態で伊勢屋が譲り受けることとなった。その代金は百十兩で、手付金として四十兩を忍屋に渡している。土蔵の譲渡金額がわかることは興味深く、忍屋側は当主の交代

に伴い手放したのであろう。

水車の譲渡も行われた。慶応元年十月八日、関口水道町の名主佐一郎に対し、伊勢屋が所持している水車を望む人物がいれば譲っても良いと伝えた。それを受けてのことと思われるが、同年十二月八日に次のことが記されている。

【史料3】

信濃屋東蔵殿入来、関口油店水車譲請度与申者有之趣、尤金高式千七百両二而御譲り相成候ハ、相談請度候義ニ付、尚挨拶可致筈、

信濃屋東蔵が伊勢屋を訪れ、水車を譲り受けたい者がおり、その金額を二七〇〇両で相談したいということであった。信濃屋は小日向台町で材木問屋を営んでいた。

同月十九日には、伊勢屋から信濃屋へ「水車絵図面式通并諸道具取調書壹冊」が渡されているので、実際に譲渡されたのであろう。

(三) 広島藩赤坂屋敷の建物購入

ここでは、広島藩浅野家の赤坂屋敷にある建物を、伊勢屋が購入したことについて紹介したい。

【史料4】

一、松平安芸守様御下屋敷古建家一ヶ所坪数六拾壹坪、惣瓦家根二而、土台石とも金六拾五両二而買請候取究、為手附金拾両相渡、御家来松尾助之丞殿・嶋村喜八郎殿御両名請取書取之、元次郎・大工瀧次郎罷越候、右者元赤坂町喜三次支配地面内江相建候長家二候、

慶応二年十月二十一日、伊勢屋は浅野家下屋敷の「古建家一ヶ所」を、「金六拾五両」で買い受け、まず手付金十

両を支払っていることがわかる。松尾助之丞も嶋村喜八郎も浅野家の家臣に間違いない（『広島県史』近世資料編Ⅱ、広島県、一九七六年、および『芸藩志』二十卷、文献出版、一九七八年）。

伊勢屋からは、手代の元治郎と出入の大工瀧次郎が出向いた。この建物は一度組み外して、伊勢屋が所持する元赤坂町に運び、そこで「長家」として組み立てることとなった。

ただし、「御下屋敷」は「御中屋敷」の誤記ではないかと推測される。翌月にも関連の記事が見られるが、そこでは「御中屋敷」と記されている。浅野家の下屋敷は青山にあり、中屋敷は赤坂表町にあった。

そして、同月二十八日に番頭の貞治郎が赤坂屋敷へ出向き、「芸州様御長屋御払物」の金銭取引が無事に終了した。同月晦日には次のように記されている。

#### 【史料5】

一、元赤坂町地面内長家二階造壱ヶ所、平家二棟、雪隠、下水共古木品相用一式請負代金百拾壱兩二而、大工瀧次郎江申附、内金五拾兩相渡、受人小日向松ヶ枝町家持金兵衛兩印取之、

これまで元赤坂町に建っていた「長家二階造壱ヶ所」などを「百拾壱兩」で売り渡したようで、内金として五十兩が支払われているのである。

## 二 家守の動向

### （一）小日向水道町藤七の病气

以下、家守の動向に関する事例をいくつか取り上げる。

一件目は、小日向水道町の家守交代についてである。

慶応元年十月二日、小日向水道町の家守藤七（東七）は長く病氣を患い、かつ「諸色高価」のため困窮していた。そこで伊勢屋に「御救」を求め、「金貳百疋・白米壹斗」の「施」を受けている。

しかし体調は快復しなかったようで、慶応二年七月三日、藤七から瀧次郎に家守が交代することとなった。仲介をしたのは同町で家守をつとめている万次郎で、瀧次郎は万次郎に連れられて伊勢屋に出向いており、家守同士の連携を見ることができるとある。同月十日には「家守藤七死去」とある。

## （二）四谷塩町鉄五郎の滞納

二件目は、四谷塩町の事例である。

家守の役割は差配地を管理し、徴収した地代・店賃を土地の所持者に納めることにある。四谷塩町一丁目の家守鉄五郎は、それを滞納したことにより罷免されている。

慶応元年十一月十日に「当六月中、鉄五郎江家守役申附置候」とあるので、鉄五郎は同年六月に家守に就任したばかりであった。家守に任じられた際に「請状」（身分保証書）を差し出すことが慣例であったが、鉄五郎は未提出のままとなっていた。

この状況が続いたため、伊勢屋は同年十月十二日に鉄五郎を家守から「退役」させることを伝えた。四日後、鉄五郎と同じ「組合之者」が伊勢屋を訪れ、内々に詫びを入れる形で退役撤回を願い出ている。伊勢屋側はこれに対して「家守請状」を差し出し「地代」をすべて納入すれば取り計らうと回答した。そして、十一月ようやく四谷伊賀町の家主常助を請人（保証人）とする請状が伊勢屋に渡されている。

ところが、問題はそれだけで収まらない。鉄五郎からの地代納入が滞っていたのである。十一月二十六日段階で「地代八・九月分滞」という状況であった。

そこで伊勢屋は鉄五郎の家守退役を決める。跡役に選ばれたのは清吉で、「表京間五間壹尺五寸、裏行町並」の地所を引き継いだ。十二月十八日に「二ヶ月滞地代」は跡役清吉から無事に納められており、鉄五郎から清吉への家守交代は無事に遂行されたようである。

さらに慶応三年四月七日、清吉と組合の兵助が伊勢屋を訪れ、鉄五郎の借金について相談が行われた。すでに返納金のために「家作売払」をして、六十七両の内三十両を返済しており、残りの三十七両について相談が進められた。

跡役の清吉について、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『四谷塩町一丁目人別書上』下（東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館、一九九九年）によると、「時計師」の鉄五郎が「十二月十四日退役」となり、「葛籠職」の清吉が「家主役」に就いている。また、この地所は「小日向三軒町地主町人 木平長兵衛所持」のもので、清吉は「狩野」姓であったことが、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『四谷塩町一丁目人別関係補遺・近世祭礼篇』（同、二〇〇五年）から判明する。

### （三） 靈巖島浜町麻次郎の横領

靈巖島浜町の家守交代も金銭が絡んでおり、慶応二年十二月十四日の記事は興味深い。

#### 【史料6】

一、靈巖嶋浜町家守麻次郎罷出、兼而頼有之候家守給三ヶ年之間前借之義、拾八両与相成候得共、当節町入用等茂多分ニ相懸り候折柄ニ付、金拾両前借可為致旨及答候処、兩三日中可罷出筈、其節下案可相渡筈、

同所の家守は麻次郎で、「家守給」三年分の前借りを伊勢屋に申し込んでいる。その額は「拾八両」とあるので、麻次郎の「家守給」は一年で六両ということになる。これに対して伊勢屋は、町入用が多くかかっていることを理由に、十両を前借りさせると回答した。

そして同月二十六日、「家守給引当金」として十両が麻次郎に貸与されている。証書には、翌慶応三年正月から同四年八月までの二十ヶ月間に、「月々式分宛」を返済する約束が明記されたようである。

しかし、慶応三年六月二十八日の「日記」によると、麻次郎は同年正月分から「地代滞」をしていた。伊勢屋側は度重なる催促をしていたが、未納のままであった。そしてこの日、麻次郎は四月分までの地代と給金の前借り分を返済しに訪れたのである。

半年後の十二月三日、伊勢屋を訪れた麻次郎は、「家業」が忙しく、家守をつとめるのは難しいので、伯父にあたる文右衛門に家守の跡役を命じてほしいと願い出た。この二日後、再び麻次郎が訪れた際、麻次郎に「不正」があるかもしれないので、明確になるまでは跡役を文右衛門に決めることはできないと伊勢屋側は回答している。

その調査を進めたところ、麻次郎が「壹坪二付銀式分宛之横領」をしていたことが発覚した。横領は三年余りで、その総額は「金拾両、銀三匁五分四厘」にのぼっていた。文右衛門は家守の跡役となったが、返済も請け負うこととなったのである。

#### (四) 小日向松ヶ枝町の変死人一件

慶応二年十二月二十三日、小日向松ヶ枝町の家守瀧次郎が伊勢屋を訪れた。「諸色高直」(高値)が「高下」になるまで、家守一人につき銀五匁を増額してほしいと願い出ている。結果は不明ながら、家守の給与に関して土地の所持

者と直接交渉していた姿がうかがえる。

その小日向松ヶ枝町で変死人が発見された。事件は慶応三年二月十六日に起きている。

【史料7】

一、昨十六日早朝、松ヶ枝町家守瀧次郎、并組合者人同道罷出、十六日晚八ツ時頃同所地面内江何者二追込候哉、町人之体之者式人裏板塀相破、長家之側二兩人共疵被爲負打伏罷在候旨申出候二付、爲見分七五郎罷越、相調候処、右届之義与者相違之趣、右兩人申口二者、長家内鍛冶屋二而被致候由二有之趣二付、引取候、

同町の地所において、「町人体之者式人」が裏の板塀を突き破り、その二人とも長屋の側で傷を負って倒れていたという。伊勢屋へ報告に訪れたのは家守の瀧次郎で、手代七五郎がすぐに現場の見分に向いている。調査したところ、届け出た内容とは異なり、長屋内の鍛冶屋で起きたことが判明した。

伊勢屋としての問題は、この事件の検死に関する費用が多くかかったということである。その額は五十両余りになった。鍛冶屋の孫左衛門が二十両を負担することになったが、瀧次郎は三十五両を伊勢屋で負担してほしいと申し出ている。

一ヶ月後の慶応三年三月二十五日、再び瀧次郎が伊勢屋を訪れた。「先頃乱妨人一条」について、費用が高み三十両が不足しているという。伊勢屋は、その半分の十五両を出すと回答したが、瀧次郎は二十五両を出金してほしいと懇願している。

四月十日、瀧次郎は同町地所内の居住者と思われる孫左衛門・恒次郎・金次郎・弥助と連名した書状を持参した。費用に関して評議を続けたが、伊勢屋の出金が十五両では瀧次郎が当惑してしまうので、二十両を出してほしいという要望であった。

同月十七日、伊勢屋は二十両を出す と回答した。ただし、「家守不行届」もあるので、今後は費用が高んでも一切出金しない旨を付け加えている。翌十八日に連印一札がまとめられ、「変死人一条」に関する惣入用六十両余りの内、伊勢屋は二十両を出すこと、今後は無心を一切しないとの約束が交わされた。

それから四ヶ月後の八月二十一日、瀧次郎が家守を退役し、跡役に甚左衛門が就任した。変死人一件の責任とは明記されていないが、「家守不行届」との関係が想起される。

### 三 近親町人と後見人

#### (一) 長兵衛と妹・弟

伊勢屋は江戸中期から代々質屋を経営しており、現存する「日記」の慶応期は八代目長兵衛の時代である。名字は「木平」という。

八代目長兵衛は「日記」に「旦那様」と表記されるが、まだ十歳に過ぎず、諸事の稽古をしていた。

例えば、慶応二年十二月十九日に「岡田浩之丞様二而、今日御学問納会二付、旦那様御出」とある。長兵衛は岡田浩之丞のもとで学問をしていたようで、この日をもって一年の「納会」となった。同月四日に「小日向金剛寺門前」から火事が発生した際、伊勢屋が見舞いの使者を派遣しているのが、岡田は近隣に住んでいたことがわかる。

翌三年二月八日には、「中戸忠之助殿江旦那様算術御稽為御入門」という記事が見られる。長兵衛は中戸忠之助なる人物を師匠として、算術稽古の入門をしたのである。

「日記」には「於松様」「昌次郎様」「於国様」の名も記されているが、彼らは長兵衛の妹や弟と思われる。於松は

姉か妹か定かでないが、他の二人は慶応元年七月二十七日に「旦那様・於国様・昌次郎様」という順の表記があるので、妹と弟に間違いないと思われる。なお、祖父にあたる六代目は長兵衛から昌兵衛に改名しているので、昌次郎は「昌」の字を受け継いで命名されたのであろう。

妹たちも長兵衛同様、いくつかの稽古をしていた。

手跡は大川吉太郎・同吉之助から学んでいる。於松と於国は、琴を穂坂布袋に習っている。踊りの師匠として、並木金太郎の名も記されている。商家の息子は算術、娘は琴などを習得すべく、稽古に励んでいたのである。それぞれ師匠が判明することも興味深い。

伊勢屋長兵衛の一家で寺社参詣をしたことも記されている。主な参詣先は、木平家の墓所がある浅草称念寺、近隣では谷中の妙法善神、音羽の田中八幡宮、雑司ヶ谷の鬼子母神、小石川の伝通院などである。他にも、柴又帝釈天・中山祖師尊・堀之内祖師尊が挙げられる。田中八幡宮（明治二年に八幡神社と合祀して小日向神社に改称）には昌次郎や於国が「御祝」のために詣でているが、これは七五三などの行事によるものと思われる。

買い物の記事も「日記」に見ることができる。「靈巖嶋」が二件、「下町」と「浅草観音市」が三件ずつである。「浅草観音市」の場合は、慶応元・二・三年いずれも十二月十七日に出向いている。慶応元年時には「例年之通り」と記されており、恒例の行事であった。

## （二）近親町人

「日記」には、伊勢屋長兵衛の近親者と思われる町人が登場する。

まず木平讓輔という人物が、慶応元年七月に横浜港から江戸に戻ってきた際、伊勢屋に「神奈川せんべい一箱」と

「緋色フランケン壺枚」（フランケット）を贈っている。

一年後の慶応二年七月八日、讓輔は江戸城西丸に召された。翌九日の「日記」によると、「学文所勤番組頭勤方」に任命されたためであったことがわかる。前年の横浜出向も幕命だったのかもしれない。

同じ「木平」姓であるため、長兵衛と讓輔は親戚筋かと思われる。長兵衛が小日向三軒町に住んでいたのに対し、讓輔は「下谷」に居住していた。

伊勢屋はこの讓輔から借金を申し込まれることがあった。慶応三年四月十五日によると、讓輔が依頼した額は「金貳拾五両」である。その内十両を同日に借用し、残りの十五両は七月に借用したいことと、十月から十二月の間に皆済する旨を伝えている。その後、七月二十日に伊勢屋は残金十五両を用立て、十月十一日に讓輔から二十五両全てが返済された。

伊勢屋市兵衛（以下、市兵衛）も伊勢屋長兵衛の親戚と考えられる。

慶応二年九月九日の記述は興味深い。伊勢屋の奉公人七五郎が市兵衛を訪ね、ある回答をしている。市兵衛側から伊勢屋の「御子様」を養子に貰い受けたいと相談があったが、「何れも家持分家」を立てる心積もりなので、お断りするという内容である。両家が親戚だからこそ行われた相談であろう。

別の日の「日記」には「下質伊勢屋市兵衛」とあるので、市兵衛は伊勢屋長兵衛の「下質」を担っていたことが判明する。「下質一統」という記述も見られるので、市兵衛以外にも複数の「下質」が存在していた。

藏前の札差堤弥三郎の場合は、慶応三年正月二十一日に「旦那様」が年頭の祝儀を述べるため堤家を訪れた際、「御飯御馳走」を受けたとある。また、堤家で「浄融信士」の七回忌が執行された同年八月二十八日には、伊勢屋の「御新造様」が堤家への進物と菩提寺へ納める銀を持参している。

夏目八郎右衛門とは歳暮の祝儀などを交し合う間柄であった。慶応元年十月二十八日の場合は、「旦那様」や「御隠居様」が夏目家の墓所、下谷の蓮華寺を参詣している。夏目家の屋号は「井筒屋」で、蔵前で札差をつとめる有数の商家である。

そして、淡島屋嘉兵衛も近親関係の町人と思われる。年中行事などで繰り返し伊勢屋に來訪しており、慶応二年八月十一日から「旦那様」が淡島屋に止宿し、十四日に「天ぷら」を土産に帰ってきたという事例が見られる。

当時における伊勢屋の経営はおおむね順調だったと思われるが、慶応三年十月末以降はそれまで見られなかった記事が頻出するようになる。伊勢屋が近親者ではない町人に「金談」、すなわち金銭の借り入れを申し込むというものである。

その最初は十月二十七日、「三ツ井」への金談であった。日本橋駿河町の三井越後屋に、手代の七五郎が相談に伺った。二日後の二十九日には、同じく七五郎が靈巖島四日市町の酒問屋「鹿嶋清兵衛」方へ出向いている。しかし、いずれも断られてしまう。

十一月に入ると堤弥三郎や、駒込追分町で両替屋・酒問屋を営む高崎屋長右衛門、下質の伊勢屋市兵衛に働きかけたが、こちらも断られた。一方、水道町の伊勢屋藤次郎と岩槻の長谷部総右衛門からは五百両ずつを借り入れることができたようである。

### (三) 後见人渡辺又四郎と町年寄喜多村家

伊勢屋当主の「旦那様」は幼少のため、「御新宅様」と称される人物が支え、代わりに行動する姿が「日記」に数多く見られる。伊勢屋にとって不可欠な存在であった「御新宅様」はどういう人物なのであろうか。

まず、慶応三年十一月二十四日の「日記」を掲示したい。

【史料8】

一、当名主より此度樽御役所江内実当方身元調差出候処、御新宅様御後見之廉有之候二付、右名前相除キ、早速差替、後見相附差出可申旨ニ而、御下ヶ相成候趣を以、名主より申越候二付、急速後見出来兼候二付、御猶予願出呉候様名主殿江申出候処、即答難相成、世話懸り名主嶋田氏江御問合之上御挨拶被成候様申聞候、

町年寄の樽役所から、町名主を通じて伊勢屋の「身元調」を差し出すようにという要請があった。提出したところ、「御新宅様」が伊勢屋の「御後見」をしていることについて指摘があり、その名前を削除し、すぐに「後見」を差し替えて再提出するように命じられた。伊勢屋は「後見」を急に立てることができないので、猶予がほしいと応答している。

それでは、「御新宅様」がどのような人物なのかを「日記」の記述から検討したい。

まず、その名前である。慶応二年十月晦日に「渡辺様、今朝川越表江御出被成候、御供瀧蔵」、翌十一月一日に「御新宅様、御供瀧蔵、川越夕刻帰、金五拾疋被下候由」と記されている。瀧蔵を共に川越へ向かった「御新宅様」は、「渡辺様」に間違いはない。

同年十一月十三日、関宿藩久世出雲守広文の家臣加古権蔵から「渡辺様御名当」の書状が届けられた。翌日に会って相談したいことがあるという内容であったが、十四日には「御新宅御名前ニ而書状」を加古権蔵へ渡すとあり、「御新宅」は「渡辺様」である。

しかし、この渡辺は小日向三軒町の伊勢屋に住んでいたわけではなかった。慶応二年八月二十九日に「渡辺様、御療治被成候二付、御出勤無御座候」と記されている。治療は「御新宅今朝御出勤」となる九月七日まで続いた。ここ

からも「渡辺様」が「御新宅様」であることが確認できる。

その期間中、九月二・三日に「式合半領もみ療治岩治郎」という者が「御新宅」へ止宿している。「式合半領」は現在の埼玉県三郷市・吉川市あたりで、そこから岩治郎を呼び寄せていたのである。慶応三年六月九日には「療治岩五郎」が来ているが、その治療料金として「金貳両」を支払っていることもわかる。

渡辺の名前も判明する。前稿①で明らかにしたように、慶応三年五月四日、伊勢屋長兵衛が守山藩松平大学頭の屋敷に呼ばれ、「御勘定奉行御取扱」に任じられるとともに、同家秘伝の脇指を拝領するということがあった。この時「渡辺又四郎様江与し而銀式枚被下、此金壹両貳分」も与えられた。同日の「日記」には「御新宅様、今日も御不快二而出勤無御座候」ともあり、「御新宅様」は病気のため伊勢屋に出勤していなかった。翌五日、端午の節句の挨拶に「旦那様」が守山藩屋敷を訪れているが、「御新宅様」も「昨日頂戴物」の御礼に同道している。

すなわち、「御新宅様」は「渡辺又四郎」であった。

次に、渡辺又四郎の居宅についてであるが、慶応元年七月二十八日に「正智院前御新宅」とある。「正智院前」は小日向正智院前町で、小日向三軒町の隣町であった。すなわち、「御新宅様」渡辺又四郎は伊勢屋の近くに居住し、後見をしていたのである。

ところが、渡辺は慶応三年十二月に転居している。二ヶ月前の同年十月五日、「宍戸氏与申家相見之先生」が来訪した。伊勢屋の近親町人と見られる「矢澤氏」が同道しており、伊勢屋は宍戸に「地絵図面」を渡している。同月二十五日には伊勢屋奉公人文蔵が「家相絵図面」を受け取りに向向しているが、家相をしたのは「宍戸数馬」という人物であった。

宍戸家は易学家として知られており、なかでも幕末の宍戸謙堂（頼母）は神田に居住し、家相に関する著作を書き

残している。数馬も同家の縁者・関係者であろう。

そして、この穴戸数馬による家相を受けて、渡辺又四郎は転居を決断することとなった。慶応三年十二月八日の「日記」を掲示する。

【史料9】

御新宅様正智院前御住居御方位悪敷御座候趣二而、下町辺江此度御転宅被遊候二付、御隠居様・旦那様・新造様御出、

この時まで、渡辺は小日向正智院前町で暮らしていた。ところが、家相に「方位」が悪いという結果が出たため、「下町辺」へ転居することとなったのである。

翌日の「日記」には、「御新宅様今八ツ時頃正智院前御住居より両国久松町江先仮二御転宅被成候」と記されている。渡辺は小日向正智院前町から、両国の久松町へ移ったのである。ただし、久松町は仮の転居に過ぎず、実際には隣の村松町に転居した。

この転居以降、「御新宅様」や「渡辺様」という表記が、「村松町様」や「村松町喜多村様」に変化している。小日向正智院前町から村松町に移っているので、「村松町様」と称されていることは問題ない。しかし、渡辺が喜多村に変わっているのはなぜであろうか。

次に示すのは慶応二年十一月二十日の「日記」である。

【史料10】

一、喜多村弥太郎様御家督被仰付、御幼年之儀二付、渡辺又四郎様町年寄被仰付、喜多村又四郎様与御改相成候二付、為御歎旦那様御出、松魚節料金三百疋御進物、御菓子壺折至来、夕刻御帰、御新宅様御儀本町様江御

止宿、御供仙太郎、

三家ある江戸町年寄の一つ、喜多村家を弥太郎が相続することになったが、まだ幼年であったため、「渡辺又四郎」が「喜多村又四郎」に改名し、町年寄に就任することとなった。伊勢屋はその祝儀に出向いたのであるが、「旦那様」は夕刻に戻ったものの、「御新宅様」はそのまま「本町様」すなわち喜多村家に止宿している。

弥太郎が喜多村家を相続したのは、当主である父の彦之丞が慶応元年八月十四日に死去したためであった。「渡辺様」は彦之丞の生前病氣見舞いや初七日などに出向いている。同年十月四日には弥太郎が母とともに伊勢屋、さらに「御新宅」を訪れている。二十日には長兵衛と弥太郎が、連れ立って「雑司谷鬼子母神」に参詣したという記事もある。伊勢屋と喜多村家は親しい間柄であったことがわかる。

こうしたなかで幼年の弥太郎に代わり、渡辺又四郎が喜多村に改名し、町年寄に就任した。彦之丞がつとめていた喜多村家の家督は弥太郎、町年寄の役割は又四郎が引き継いだということであろう。ここでは、幼年の伊勢屋長兵衛を後見してきた渡辺又四郎の経験が買われたと想像できるが、もともと喜多村家との血縁関係もあつたのではないだろうか。又四郎は喜多村家のある本町を頻繁に訪問しており、宿泊も繰り返している。

### 【史料11】

一、吉田様御家来大嶋左源太様江御出、御新宅様分御儀御序之刻御目見被仰付置候様、御書付御差出被成候写左之通り、

#### 奉願覚

伊勢屋長兵衛儀、先々代已来不相替御館入被 仰付難有仕合奉存候、然ル処、右同人儀、当時幼年二付、私儀内後見仕罷在候間、何卒右之者同様御館入被 仰付、御序之節御目見被 仰付被下置候様仕度、此段奉願上候、

以上

六月廿日

町年寄 喜多村又四郎印

吉田様 御役人衆中様

これは慶応三年六月二十日の「日記」で、伊勢屋と吉田藩松平家との関係は前稿①で述べたが、「御新宅様」と「町年寄 喜多村又四郎」が同一人物で、伊勢屋長兵衛の「内後見」をつとめていたことが明確であろう。

また、神田雉子町の町名主齋藤月岑の日記には、慶応二年「十一月北村彌太郎家督、後見又四郎殿」とある（『大日本古記録 齋藤月岑日記』八、岩波書店、二〇一一年）。又四郎が喜多村弥太郎の後見を担っていたことは、伊勢屋「日記」の内容と一致する。

おわりに―川越市石田の内藤光信家史料―

前稿①を発表した後、川越市石田の内藤光信氏から、伊勢屋長兵衛の関連史料を所蔵している旨の連絡を受けた。筆者は二〇一八年九月十日に内藤家を訪問して、伊勢屋の木平家と親戚関係にあたるという話を伺った。そして、所蔵されている史料を調査したところ、興味深いものが複数現存していたので、ここでいくつかを紹介する。

まず取り上げるのは、伊勢屋が幕府に納めた御用金領収の書付である。

〔1〕 嘉永七年十月晦日、金三百両（千三百両のうち）

〔2〕 安政元年十二月二十日、金五百両（千三百両のうち）

〔3〕 安政二年三月二十九日、金五百両（千三百両のうち）

〔4〕文久元年七月十日、金二百両（御本丸炎上二付）

〔5〕慶応二年六月二十一日、金一万両（御進発二付）

〔6〕慶応四年正月二十一日、金三百両（急場御用途二付）

このうち、〔1〕から〔3〕は一連のもので、伊勢屋は千三百両を三回に分けて納めたことがわかる。これらの上納日と金額は、国立国会図書館所蔵「用金上納帳」の記述とも一致する。当時の当主は六代目の伊勢屋昌兵衛で、〔4〕も昌兵衛が上納している。

一方、〔5〕と〔6〕の上納者は八代目当主の伊勢屋長兵衛である。特に〔5〕は前稿①で明らかにした内容と密接に関連している。「日記」は慶応二年正月から六月までのものが残存していないが、幕府から賦課された一万両を六月二十一日にすべて納めたことがわかる。〔5〕の領収書付には、次のように記されている。

【史料12】

金壹万両

右御者今般

御進発二付、御用金上納請取之、当寅年より拾ヶ年ニ割合可下ヶ戻もの也、

但、下ヶ戻相済候ハ、此書付可相返候、

慶応二寅年六月廿一日

播磨番所（印）

駿河番所（印）

小日向三軒町 家持 伊勢屋長兵衛

幕府は一万両を十年かけて返却するので、金額「下ヶ戻相済」となった際に「此書付」を返すようにとしている。

しかし、「此書付」は伊勢屋の手元に残り、内藤家に伝来することとなった。同様に「6」の三百両も返すことができなかつたため、書付は伊勢屋・内藤家に残された。いずれも返却できないまま、幕府は倒壊したのである。

また、内藤家には「永代祥月読経施入金請取一札」や「口上覚」といった古文書も残されている。前者は慶応三年四月、称念寺などの菩提寺が「木平長兵衛」に宛てたもので、先祖の永代読経料を納めた際の受取書である。後者には差出人や宛先が記されていないが、「先々代已来不相替御館人」とあり、二百両の献金をした際の控えである。

さらに、内藤光信氏からは古文書以外の関連史料についても教示を得た。五代目長兵衛に関する三つを取り上げた。

一つは位牌で、「釈木平院興家昭平信士 辛卯天保二年六月三日」と記されている。

二つ目は墓石の碑文である。「江戸小日向三軒町 施主 六代目木平長兵衛長昌」が天保四年五月に建立したものであった。またその一面には五代目長兵衛の経歴が簡潔に記されている。すなわち、「石田村内藤五平治某の二男」として誕生し、十二歳の時に「東都小日向木平氏」の養子となり家を継いだ。「まめやか」な人物で、家業をつとめた功績は大きい。その「妻ハ森山町坂本氏」の娘で、「長男長昌」が六代目として家を継いだ。そして六十歳で死去し、「木平氏の菩提寺なる浅草阿部川町称念寺」に葬られたが、「実の家内藤代々の葬所」である当地に墓石を建立したという。

三つ目は内藤家の近くにある藤宮神社の鳥居である。そこには「于時文政十一戊子歳九月吉日建之 江戸小日向三軒町 願主 伊勢屋長兵衛」と刻まれている。川越出身の五代目長兵衛が故郷の神社に鳥居を奉納していたことが判明する。

その他にも、八代目長兵衛の肖像写真や陣羽織などの諸史料が内藤家に伝わっている。